

喜多方労働基準監督署発表

令和8年3月4日(水)

【照会先】

喜多方労働基準監督署

監督・安衛課長 片桐 知拓

(電話) 0241 (22) 4211

報道関係者各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 1か月分の賃金不払い疑い～

喜多方労働基準監督署(署長 馬場正博)は、本日、喜多方貨物砕石工業株式会社及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福島地方検察庁会津若松支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者6名に対し、令和6年9月分の定期賃金(合計約122万円)を、所定支払日である令和6年10月4日に支払わなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 喜多方貨物砕石工業株式会社
所在地：福島県喜多方市豊川町
事業内容：砕石の製造及び販売業
- (2) 代表取締役A

2 違反条文

被疑者喜多方貨物砕石工業株式会社、被疑者Aともに、最低賃金法違反
同法第4条第1項(最低賃金の効力)
同法第40条(罰則)
同法第42条(両罰規定)

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは、労働者6名に対する令和6年9月分(令和6年9月1日から同月30日まで)の定期賃金合計約122万円を、所定支払日である同年10月4日に、福島県最低賃金(時間額900円)以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 福島県最低賃金の金額の推移

R5.10.1	～	R6.10.4	時間額	900円
R6.10.5	～	R7.12.31	時間額	955円
R8.1.1	～		時間額	1,033円

【参照条文】

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～4 ……(略)……

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金……に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者……が、その法人……の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人……に対しても各本条の罰金刑を科する。